

## 上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上松町町制施行100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの意匠)

第2条 ロゴマークの意匠は、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、だれでも使用することができる。ただし、使用の目的が次の各号にいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令及び良俗に反し、又はそのおそれが認められるとき。
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められたとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用のおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関わりにある者が関与している事業。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別に認める場合

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の申請があった際は、その内容を審査し、使用を承認するときは、上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、不承認とする場合には、上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークを使用することができる期間はロゴマークの申請承認を受けた日から令和5年3月31日の間までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークに関わる手続きの費用及び使用料は無料とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた範囲内で使用すること。
- (2) ロゴマークを商標に使用しないこと。
- (3) ロゴマークのデザインの変更を行わないこと。

(商品等の提出)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に係る商品等（イラスト、周知用チラシ、写真（以下商品という。））が完成したときは、完成後30日以内にその完成品を町長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難な場合については写真での提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が承認を受けた内容を変更しようとするときは、上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、内容の変更を承認する場合は上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。また、内容の変更を承認しないときは上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者へ通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取消しすることができる。

- (1) 偽りの申請又は不正の行為により使用承認をうけたとき。
- (2) そのほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定によりロゴマークの使用を取消したときは、上松町町制施行100周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者へ通知できるものとする。

3 町は、使用承認の取消しによって生じた損害についての一切の責任を負わないこととする。

(使用者の責任)

第13条 ロゴマークの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責任において必要な措置を講じること。

2 ロゴマークの使用によって使用者被った損害又は第三者に与えた損害については、全て使用者が責任を負うこととする。

(その他)

第 14 条 この要領にさだめるもののほか、必要な事項については町長が別に定めるものとする。

(施行日)

第 15 条 この要綱は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別図（第2条関係）

